5 - 6 安定性

5 - 6 - 1 テスタ等による審査

(1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第5条関係、細目告示第8条関係、細目告示第86条関係)

空車状態及び積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の 20% (三輪自動車にあっては 18%) 以上であること。

ただし、側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。

牽引自動車にあっては、被牽引自動車を連結した状態においても、 の基準に適合すること。 側車付二輪自動車にあっては、空車状態及び積車状態における側車の車輪(駆動輪を除く。) の接地部にかかる荷重が、それぞれ車両重量及び車両総重量の 35%以下であること。

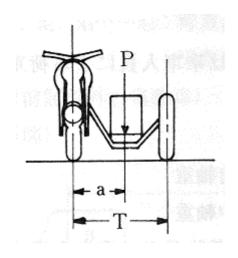
空車状態において、自動車(二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)を左側及び右側に、それぞれ35°(側車付二輪自動車にあっては25°、最高速度20 km/h 未満の自動車又は車両総重量が車両重量の1.2 倍以下の自動車にあっては30°)まで傾けた場合に転覆しないこと。この場合において、「左側及び右側に傾ける」とは、自動車の中心線に直角に左又は右に傾けることではなく、実際の転覆のおこる外側の前後車輪の接地点を結んだ線を軸として、その側に傾けることをいう。

被牽引自動車(ポール・トレーラを除く。)にあっては、空車状態の牽引自動車と連結した状態において、 の基準に適合すること。

ポール・トレーラにあっては、空車状態において左右最外側の車輪の接地面の中心の間隔が荷台床面の地面からの高さの 1.3 倍以上であること。

(2) 積車状態における側車付二輪自動車の側車輪の接地部にかかる荷重は、次の例により算出した値とする。

(参考図)



(算式)

W=w+a・p/T ただし、 W:積車状態における側車輪の接地部にかかる荷重

w :空車状態における側車輪の接地部にかかる荷重

p : 積載物品又は乗車人員による荷重(側車における物品積載装置又は乗車装置の幅の中 心に集中荷重として作用するものとする。)

a :車両中心線から、荷重pの作用位置までの最短水平距離

T:輪距(側車付二輪自動車を平坦な面に置いたときの、車両中心線から側車輪のタイヤ接地部中心点までの最短水平距離。なお、三輪以上の自動車にあつては、直進姿勢にある空車状態の自動車を平坦な面に置いたときの前車輪又は後車輪のそれぞれの左右のタイヤ接地部中心点間の水平距離を車両中心線に直角に測った長さとする。)